

平成20年度財務監査（11）の監査結果に基づき講じた措置

平成20年度財務監査（11）の監査結果に基づき講じた措置について、練馬区長から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、つぎのとおり概要を公表する。

1 指摘事項

○工事請負契約に係る契約事務の適正化等について

土木部公園緑地課の公園維持工事（遊具修繕）5件および公園維持工事（遊具取替え）6件は、それぞれ簡易工事書により行われていた。

これらの工事について関係書類を確認したところ、遊具修繕工事は、工事場所を数箇所に分け同一業者に対して同日に発注され工期および検査日も5件とも同じ日であった。本件工事にあつては当該工事場所を数箇所に分ける合理的な理由は見出せず、当該工事を分けて契約する必要性は認められず、当該工事は一括して契約するべきものであった。

遊具取替え工事は、工事場所は異なるものの、同一業者に対して近接する1月以内に発注され、工事内容および予定価格は全て同じであり一括して契約するべきものであった。

これら2種類の工事案件のそれぞれの予定価格の総額は課長契約権限を超えており、区長契約とするべきものであった。

また、上記のほか、予定価格の総額は課長契約権限内であったが近接する2週間以内に同一公園内の時計を2回に分けて修繕した工事や工期に数日を要する工事について起工・発注から検査までを年度末の1日で事務上完了していた工事があった。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について改めて自覚を促すとともに、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれたい。併せて、契約手続上の不備についても改められたい。

また、本件工事の対象は公園遊具という極めて高い安全性の確保が求められるものであり、その維持管理は年間を通じて計画的に行う必要があると考える。については、公園遊具に係る工事は、計画的に行われたい。

（土木部）

【講じた措置】

（土木部）

(1)により対応を実施したところであるが、今後は(2)によりさらに改善を図ることとする。

(1) 実施した措置

- ア 課長決定の契約案件を精査し、疑問のある事例を洗い出し、原因を整理し対策を検討した。
- イ 複数の職員による工程管理・執行管理を徹底し、処理に遺漏等のないよう課内職員へ周知徹底した。

(2) 今後の措置

- ア 土木部内に対策委員会を立ち上げ、以下の項目を実施する。
 - ① 研修により契約締結権限の受任者に対し、権限と責任について再確認を行う。
 - ② 研修により契約事務を行う職員の事務処理に対する意識改革を行い、適正な契約事務の執行を行えるようにする。
 - ③ 複数年に渡る課長決定の全契約案件を精査し、疑問のある事例の原因を整理し、契約手続上の不備を改める。
 - ④ 緊急対応が可能となるような契約のあり方を研究する。複数の職員による工程管理・執行管理を徹底し、処理に遺漏等のないようにする。
- イ 通常の公園維持工事については、公園台帳を活用して計画的な維持管理を行い、緊急対応を生まないよう安全管理を進める。
- ウ 緊急対応が必要となる場合に備えて段階に応じた対応マニュアルを整備していく。

(総務部)

今回の財務監査で指摘された工事請負契約の課長契約に関する不適切な同一業者への分割発注については、次のとおり、再度、関係職員への注意喚起を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図ることとする。

- (1) 契約事務の適正な執行について、平成21年2月26日付け総務部長名通知により全管理職、庶務担当係長あて通知し、改めて所属職員への指導と周知徹底を依頼するとともに、簡易工事書・支出命令等の文書事務のチェック体制の強化を要請した。
- (2) 毎年実施する「財務会計研修」の契約事務コースのカリキュラムの中に、不正・汚職防止に加え、契約事務の適正な執行について職員の意識徹底を図るとともに、係長（合格時）研修のカリキュラムの中に、新たに契約事務の項目を加え、監督者としての契約事務の適正な執行、チェックすべき点等について徹底を図る。
- (3) 平成23年1月稼動予定の新財務会計システムにおいては、課長契約の件数、契約の相手方、金額など各課の契約締結の状況をリアルタイムでデータ

の検索・集計が可能となるようシステムを構築し、課長契約の執行状況について、チェック機能の強化を図る。